

NEW!

ご契約のお車が初度登録の翌月から **49か月以内**のご契約者様へご案内
※共済期間12か月かつ責任始期日時点

新登場!

JAの自動車共済

車両新価保障特約

車両新価保障ってどんな保障?

ご契約のお車に大きな事故による損害が発生した場合に、新車に買い替える費用を保障いたします!



例えば

200万円の新車を購入し、その**2年後**に自損事故を起こしてしまい、修理費用は**100万円**かかると言われました…(事故時点での車両共済金額=時価額は140万円)

車両新価保障特約が**付いていない**場合

お車の修理費用として、**車両共済金100万円**を受け取れます。



せっかくの新車なのに、修理して乗るのね…

車両新価保障特約が**付いている**場合

新車に買い替える費用として、**200万円**を受け取れます!



また同等の新車に乗り換えられるのね!

保障のイメージ

登録1年目	登録2年目	登録3年目	登録4年目	登録5年目
車両共済金額 (新車相当額) 200万円	車両共済金額 (時価額) 160万円 差額金額 40万円	車両共済金額 (時価額) 140万円 差額金額 60万円	車両共済金額 (時価額) 125万円 差額金額 75万円	車両共済金額 (時価額) 110万円 差額金額 90万円

新車価格相当額(新価)と車両共済金額(時価)との差額部分を保障します!

こんな時にお支払いします!

- 以下の所定の全損時にお支払いします。
- 修理不能となった場合 ●修理費が車両共済金額(価額)以上になった場合
- 修理費が新車価格相当額の50%以上になった場合
- ※ご契約のお車の内外装・外板部品以外の部分に著しい損傷が生じた場合に限りです

特約を付加いただける条件

- 以下のいずれかを満たす場合など特約の付加には所定の条件があります。
- 共済期間の末日が、ご契約のお車の初度登録(検査)の翌月から61か月以内であること
- 車両共済金額(価額)が新車価格相当額の50%以上に相当する額であること

check

大切な新車のお守りに、車両新価保障特約をご検討ください!

ご契約のお車が初度登録の翌月から **49か月**を超えるご契約者様は裏面をチェック!!

※共済期間12か月かつ責任始期日時点